

《研究ノート》

アメリカ＝ヨルダン自由貿易地域協定

櫻井雅夫

はじめに

アメリカは、米加自由貿易協定（C U S F T A）、北米自由貿易協定（N A F T A）とはべつに、「自由貿易地域の設立に関するイスラエル政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」（Agreement on the Establishment of a Free Trade Area between the Government of Israel and the Government of the United States of America. 自由貿易地域協定）を締結していた¹⁾。これにより、例えばイスラエル系アメリカ企業がイスラエルで設立した企業すなわち在イスラエル米系企業の“Made in Israel”の製品をアメリカに輸出する際に、関税その他の障害が撤廃されることになった。

2003年5月9日、ブッシュ大統領は、10年以内に「米＝中東自由貿易地域」（U.S.-Middle East Free Trade Area）を設立することを発表した²⁾。そして、上記のイスラエル、ヨルダンとのF T A s の完成に次いで、次のような6つのステップを踏むことを明らかにした。すなわち、

—改革を進める国のW T O 加盟を支援する；

1) 米＝イスラエル協定の全文は、次の資料を参照。International Legal Materials, Vol. 24, No. 3, May 1985, pp. 653. 又は次のURLを参照。<<http://www.mfa.gov.il/mfa/go.asp?MFAH00ub0>>（検索日：2002年12月31日）。この協定に関する筆者の言及は、次のとおりである。櫻井雅夫「貿易関連投資措置の法律問題」『慶應義塾大学法学部法律学科開設百年記念論文集慶應法学会篇』（東京：慶應義塾大学法学部、1990年）、88頁、及び同『国際経済法』初版。（東京：成文堂、1992年）、256、534頁（1987年度通商産業省T R I M s 委員会と1989年度国際法学会春季大会で筆者が報告したものの一部）

- 貿易・投資制度の改善を決定した国との間で、二国間投資協定（bilateral investment treaties. BITs）と貿易投資枠組み協定の締結交渉に入る；
- 現在進行中モロッコとのFTA交渉を2003年末までに完了させる；
- 高水準かつ包括的な貿易自由化を約束した国々と新たな二国間FTAsを締結する；
- 各国がグローバルな貿易システムに統合させられるように貿易のキャパシティとその拡大を構築できるよう支援の促進を図る。

私見によれば、上記行動計画の意図は、第1は中東の平和と経済成長の確保であり、第2は中東・地中海諸国市場へのEC急接近（本稿Ⅱ. 1参照）の牽制である。5月21日、ブッシュ大統領は、上記の戦略のもとにバーレーンとの間でFTA交渉に入ることを発表した³⁾。

アメリカは、国際投資と国際貿易の自由化を目的とした大きな戦略のもとに個々の戦術を用いている。これに反して、製造業国際投資の歴史が浅いわが国にはみるべき戦略もなく⁴⁾、単発的に二国間投資協定（BITs）や自由貿易協定（FTAs）ないし経済連携協定（EPAs）を締結するという戦術をとっている。制定当時に筆者がこの米＝イスラエル自由貿易地域協定を日本で

2) U. S. White House, "Proposed Middle East Initiatives; Promoting Economic Growth." 次のURLを参照。<<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2003/05/20030509-12.html>>; —, "President Bush Presses for Peace in the Middle East." <<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2003/05/20030509-aa.html>>; U. S. USTR, "Transcript of Background Press Conference Call to Discuss Proposed Mideast Free Trade Area Announced by President Bush." <<http://ustr.gov/releases/2003/05/2003-05-09-transcript-mideast.pdf>>; U. S. Dept. of State, "U. S.-Middle East Partnership はInitiative." <<http://www.state.gov/p/nea/rls/20832.htm>> (検索日: 2003年5月30日)

3) U. S. Office of the United States Trade Representative, U. S. and Bahrain Announces Intention to Seek to Negotiate a Free Trade Agreement: First Step in Implementing President Bush's Vision of a Middle East Free Trade Area.次のURLを参照。<<http://www.ustr.gov/releases/2003/05/03.htm>>; U. S. White House, "Statement on United States-Bahrain Free Trade Area." <<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2003/05/20030521-5.html>> (検索日: 2003年5月30日)

紹介したときは、学界も財界も殆ど関心を示さなかった。いまや各界でWTO協定やFTAsやBITsの問題をとりあげるのがひとつのファッションになっているものの、米＝イスラエル自由貿易地域協定に関心を持つ者は殆どいない。

ましてや、アメリカ＝ヨルダン自由貿易地域協定などに関心を持つ者は日本では限られている。しかし、国際投資と貿易の側面でみるとかぎり、アメリカとヨルダンの関係は、アメリカとイスラエル、日本とベトナム、日本と中国というような関係にある。すなわち、わが国の市場で“Made in China”、“Made in Vietnam”の製品が定着してきたように、アメリカの市場では“Made in Jordan”の製品は早くから定着している。これは、イスラエルの場合と同じように、ヨルダン系アメリカ企業がヨルダンに投資を行い、その在ヨルダン米系企業が生産する“Made in Jordan”の製品をアメリカに輸出していることを意味する。したがって、アメリカとヨルダンが自由貿易地域協定を締結するということは、譬えていえば、日本とベトナムがFTAを締結するというような意味をもっている。

ここにとりあげる「自由貿易地域の設置に関するアメリカ合衆国とヨルダン・ハシェミット王国との間の協定」(Agreement between the United States of America and the Hashemite Kingdom of Jordan on the Establishment of a Free Trade Area. 以下、「JFTA」と略す。)は、2000年10月24日に署名され、2001年12月17日に発効した⁵⁾。このFTAは、アメリカが署名したものとしてはカナダ、メキシコ、イスラエルとの協定に次いで4番目のものとなり、アラブ諸国との間のものとしては最初のものとなった。数あるFTAのなかで、この協定は貿易と環境、貿易と労働、電子商取引に関する規定を織り込ん

4) 日本政府によって公表されているものは、次のとおりである。外務省『日本のFTA戦略』2002年10月。次のURLを参照。<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/seiryaku.html> (検索日: 2003年5月30日)

5) 条文全文は、次のURLを参照。<http://www.ustr.gov/regions/eu-med/middleast/US-JordanFTA.shtml>。この資料には、両国の関税表、原産地規則、紛争解決における透明性に関する了解覚書等が収録されている。

だ最初かつ最先端のものである。これに先立つ1997年にE C 加盟国がヨルダンとの間で地中海協定（後述）を締結していることに鑑みても、アメリカがヨルダンを自国の自由貿易地域に取り込むことは不可欠の作業である。

以下に、この協定の意義、概要と条文の仮訳をまとめることとする。

I ヨルダン概観⁶⁾

1 プロローグ

ヨルダン（正式国名は、ヨルダン・ハシェミット王国）は、アジア南西部にある立憲君主国である（図1）。1988年、「ヨルダン川西岸地区」（次述）の統治権を放棄し、1994年に「ワシントン宣言」（正式には、Washington Declaration. Israel–Jordan–The United States. July 25th, 1994）⁷⁾と「イスラエル・ヨルダン平和条約」（正式には、Treaty of Peace Between the State of Israel and the Hashemite Kingdom of Jordan. 「イスラエル国とヨルダン・ハシェミット王国との間の平和条約」）⁸⁾に署名し、建国以来46年間に亘る戦争状態を終結させた（図2）。面積は約9万平方キロメートル、人口は520万人である（2002年推計）。首都はアンマンで、同国最大の都市である。

他方、西岸地区はイスラエルとヨルダンに接している。北東部を流れるヨルダン川の西岸と南東部にある死海の西岸に位置する。パレスチナの一部であった西岸地区は1950年にヨルダンに併合され、1967年にイスラエルに占領された。イスラエルとP L Oとの「和平協定」（正式には、Agreement on the Gaza Strip and the Jericho Area. May 4, 1994）⁹⁾に基づいて、1994年5月にエ

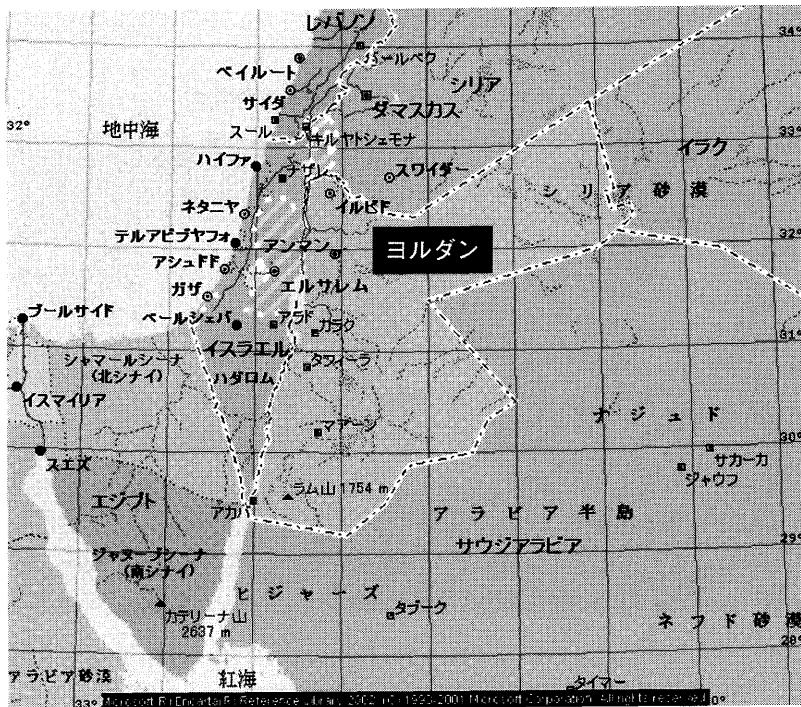
6) 以下は、次の資料によるところが大きい。Encarta Encyclopedia. CD-ROM (Microsoft Corp., 2002)

7) 宣言の全文は、次のURLを参照。<<http://194.90.101.51/documents/Jordan/washdecl.htm>>（検索日：2002年12月27日）

8) 協定の全文は、次のURLを参照。<http://www.agreements.jedco.gov.jo/eu_doc/a1+a2.html>（検索日：2002年12月18日）

リコが、ガザ地区と共にパレスチナ自治政府の管轄下に入り、エリコは西岸地区最初のパレスチナ自治区となった。残りの西岸地区はイスラエルの占領下にあったが、同年締結された先述の「イスラエル・ヨルダン平和条約」と1995年

図1 ヨルダン全図



筆者説明：東北は反米のイラクに接し、西はヨルダンと長年の戦争状態を終結させたイスラエルに接している。地中海からの輸出にはイスラエル向け輸出のかたちをとる。南のアカバ港はアカバ湾から紅海に通じ、イラク向け輸入にも使用されている。貿易が急増すれば、珊瑚礁を形づくる紅海の生態系に大きな影響をもたらすかもしれない。

出所：*Encarta Encyclopedia*. CD-ROM (Microsoft Corp.,2002)

9) 協定の全文は、次のURLを参照。<http://194.90.101.51/documents/Oslo/gazajer.htm> (検索日：2002年12月27日)

9月の「西岸及びガザ地区に関するイスラエル・パレスチナ暫定協定」(Israeli-Palestinian Interim Agreement on the West Bank and the Gaza Strip. Washington, D.C. September 28, 1995. 自治拡大協定)¹⁰⁾に基づいて、西岸地区からイスラエル軍の撤退が始まり、ベスレヘム、ナーブルスなどの諸都市がPLOの管轄区となった。面積は6000平方キロメートル、人口は210万人である(2001年推計)。

図2 イスラエル・ヨルダン平和条約署名式



筆者説明：1994年7月、ヨルダンのフェイイン国王（写真左）とイスラエルのラビン首相（写真右）がワシントンで会談し、46年間の戦争状態の終結を宣言する平和条約に、ヨルダンのマジャル首相とラビン首相が署名した。このあと、ラビン首相は1995年に暗殺され、フェイイン国王も99年に逝去した。

出所：図1と同じ。

2 政 治

ヨルダンは、1951年制定の憲法（1952年発効。1974、76、84年修正）により

10) 協定の全文は、次のURLを参照。<http://194.90.101.51/documents/Oslo/interim.htm> (検索日：2002年12月27日)

立憲君主国となった。

〔行政と立法〕 国家元首は国王で、内閣と行政権を分担するなど、近代西欧式の政治であることが憲法上謳われている。国会は二院制で、上院40議席については国王が任命する。下院80議席は直接選挙で選出される。しかし、実際には国王の権力が強大であるため、議会を主体とするような国民主権は実現されていない。国王は、戦争の宣言、平和の締結、議会の召集、一時休止、解散など、広範な権限を有している。

〔司法〕 他のアラブ諸国と同じように、イスラム教が司法に及ぼす影響は強い。最高、高等、地方の通常裁判所のほかに宗教裁判所がある。判事は国王によって任命されるが、独立は保たれているといわれる。また、宗教裁判所のシャリーア (*shari'a*、イスラム法) 法廷は、通常の市民法よりもイスラム教に基づく判決を望む市民のために、結婚、離婚、禁治産、遺言、後見人の事例などを裁決している。

〔地方自治〕 行政区は8つに分かれ、それぞれの地区に国王任命の知事が派遣される。遊牧民は地方行政とは別に統治される。

3 経 濟

〔一般〕 ヨルダンは非産油国である。天然資源に乏しく、殆どの地域は農業に適さない乾燥地域のため、経済的自立は困難である。産油国を含む外国からの援助に依存するところが大きい。ヨルダン川流域に僅かにある肥沃な土地を求める農業従事者たちが1967年にイスラエルに占領されたヨルダン川西岸地区から難民となって流入したため、ヨルダンは経済的に困窮した。1980年代末、ヨルダン経済はアカバ港に入港するイラク向け商品の陸上輸送や、湾岸諸国で働くヨルダン人労働者からの送金に依存するようになった。しかし、1990年8月のイラクのクウェート侵攻と1991年の湾岸戦争によってこれらの市場を失ったため、ヨルダン経済は重大な打撃を受けた。

〔農業〕 農業従事者及び林漁業従事者の割合が、1965～1993年に37パーセントから6パーセントに減少した。国土のうち農耕に適した土地はおよそ4.4パーセント（1998年）で、さらに灌漑されているのは0.8パーセントにすぎな

い。小麦（生産量3万トン<2000年>）と大麦（1万トン）が主な穀物収穫物であるが、国内需要にも満たない。その他柑橘類、オリーブ、アーモンド、無花果、葡萄、杏などの果物や、胡瓜、トマトなどの野菜が近隣諸国に輸出されている。しかし、収穫高の多い年でも、食料輸入は食料輸出を上回っている。そのうえ、1967年以前はヨルダン全体の穀物の20～25パーセント、果物の70パーセント、野菜の40パーセントをヨルダン川西岸地区で生産していたが、現在はこの地区がヨルダンから分離されている。畜産は伝統的に盛んで、たくさんの羊（飼育数160万頭<2000年>）、牛（6万頭）、山羊（63万頭）、家禽（2501万羽）が飼育されている。

〔鉱工業〕 鉱産物にはリン鉱石（産出量600万トン<1999年推計>）、塩化カリウムがある。イスラエルによってヨルダン川西岸地区を占領された結果、ヨルダンは鉱業生産の5分の1を失った。それ以来、政府は補助金と保護関税の実施などで国内産業の発展を奨励してきた。1990年代初めには石油製品、セメント、紡績、石鹼などの工業があり、国内の労働者の25パーセント（1993年）が就業している。

〔通貨〕 1950年以来、ヨルダン・ディナール（JD）を通貨としている。1ディナールは1000フィルス。現在、発券銀行は1964年設立のヨルダン中央銀行（Central Bank of Jordan）である。

〔貿易〕 主要な輸出品にはリン酸塩、炭酸カリウム、化学肥料のほか、近隣諸国向け農産物がある。主な輸入品は、原油、食糧、輸送設備、機械、鋼鉄、電気製品などである。主要な貿易相手国はイラク、サウジアラビア、インド、ドイツ、イギリス、アメリカ、日本、ヨルダン川西岸地区などである。1999年の年間輸入総額は37億ドル、輸出総額は17億8000万ドルであった。観光は今や重要な収入源である。1999年の観光収入は3億5500万ドルであった。

4 環境問題

人口が年3パーセント（2001年推計）の割合で伸びている。それと共に水の需要も高まり、ヨルダンの砂漠の生態系は深刻な打撃を受けている。1960年代に、ヨルダン東部のアズラク・オアシス近郊の町はオアシスの湧泉からポンプ

で水を汲み出すようになった。過度の汲出しのため、植物、哺乳類、渡り鳥を支えてきた生態系は殆ど壊滅状態になった。進行中のアズラク・オアシス保全プロジェクトは国連開発計画（ＵＮＤＰ）が支援している環境計画のひとつであるが、オアシスにポンプで水が戻されるようになり、生態系は次第に復活している。

政府は、水源の管理に当たって近隣諸国と協力し始めている。イスラエルとの先の「ワシントン宣言」と「平和条約」の附属書¹¹⁾によって、イスラエルはヨルダン川の流れを変えることでヨルダンに毎年5000万立方メートルの飲料用水を供給することを約束している。さらに、より多くの水を確保するため、両国が貯水タンクシステムと貯水場の建設に当たることも決定された。

5 外 資 法

ヨルダンへの外国投資と内国投資は「投資促進法（1995年第16号）」とその施行規則（1996年第2号、1997年第39号）によって規律されている¹²⁾。

当該法令は、工業、農業、ホテル、病院、海運及び鉄道運輸、レジャー及びレクリエーション向けプロジェクトに対して恩典を付与するものである。当該法令はまた、閣僚会議に対してその他経済部門を免除対象に指定することを認めている。

非ヨルダン人は、ヨルダンの投資プロジェクトに対して全額所有若しくは部分所有又はアンマン証券市場に上場された株式の購入といったかたちで投資をすることができる。後者を含む取引は、認可取得仲介業者を通じて行われる。

11) Treaty of Peace Between the State of Israel and the Hashemite Kingdom of Jordan. Annex II. Water Related Matters. Art. 1(3). 附属書の全文は、次のＵＲＬを参照。<<http://www.usembassy-israel.org.il/publish/peace/annex2.htm>>

12) U. S. Dept. of State, Jordan: *Investment climate statement*. International Market Insight Series. Washington, D. C.: Dept. of State, 1999. 次のＵＲＬを参照。<<http://www.tradeport.org/ts/countries/jordan/mrr/mark0004.html>> (検索日：2002年12月18日)

当該法令は、免除享受資格の条件に関し、外国投資家に対して内国投資家と同等の待遇を与えていた。ただし、次の点を例外条件とする。すなわち、

一 外国投資家は次の分野におけるプロジェクトの50パーセント以上を所有することはできない。

一 建設業及び請負業

一 卸売業及び小売業並びに商業サービス

一 鉱業（セメント生産を含む）

一 外国投資家に対しては、最低資本額要件を5万ディナールと定めている。

この要件は、公開株式会社への参加の場合には適用されない。

情報及びメディア部門、航空輸送及び陸上輸送、金融及び保険、通信並びに農業部門におけるプロジェクトの外国人所有に関して、前以て定められた上限は1997年に撤廃された。外国投資に対する政府の審査ないし選択の手続はない。

投資家は、当該プロジェクトを自由に管理・運営することができる。当該法令は、所有権が保護されかつ公共の利益に合致するものである限り、収用の対象としない旨強調している。また、収用する場合には、投資家に対して通貨交換性を有する通貨で公正な補償を行うことを定めている。

外国為替市場は1997年に自由化されている。外貨の流入と流出に関する制限はすべて撤廃された。当該法令は、投下された外国資本（すべての収入、利潤、所有する投資プロジェクトの清算から生じる収益を含む）を完全に通貨交換性を有する外貨で遅滞なく海外に送金する権利を外国投資家に与えている。

II J F T A の意義¹³⁾

1 締結の背景

ヨルダンは、自由化プロセスの一部としていくつかの貿易協定に署名してき

13) 以下は、次の論文によるところが大きい。Mary Jane Bolle, *U. S.-Jordan Free Trade Agreement*. Updated September 25, 2001. CRS Report for Congress (Congressional Research Service, The Library of Congress) RL30652. 26p.

ている。すでに1997年11月24日に「一方の欧州共同体及びその加盟国と他方のハシェミット・ヨルダン王国との間の連合を創設する欧州地中海協定」(Euro Mediterranean Agreement Establishing an Association between the European Communities and Their Member States, of the One Part, and the Hashemite Kingdom of Jordan, on the Other Part. 「連合協定」)が署名され、2002年5月1日に発効している¹⁴⁾。これは、2010年までにFTAを設立するために両当事者の間で次のようなスケジュールで貿易を漸次自由化するというものである。

(関税率)	(撤廃期限)
5%未満	2年以内
5%～10%	4年以内
11%～20%	5年以内
20%超	10年以内

このように協定の締結が加速化しているのは、ヨルダンが積極的であったというよりもEC/EU側が地中海諸国戦略の一環として同地域諸国全体との間で自由貿易地域を完成しようとしているからである。つまり、ヨルダンはそのひとつという位置づけである。事実、1977年1月18日には、EUとヨルダンとの間で「欧州経済共同体とヨルダン・ハシェミット王国との間の協力協定」(Cooperation Agreement between the European Economic Community and the Hashemite Kingdom of Jordan. 「一般協力協定」)¹⁵⁾と「欧州石炭鉄鋼共同体加盟国とヨルダン・ハシェミット王国との間の協定」(Agreement between the Member States of the European Coal and Steel Community and the Hashemite Kingdom of Jordan)¹⁶⁾が署名されていた。上記連合協定はこの二つの協定に置き換えられたものである(連合協定第107条)。

他方、アメリカには、こうしたEUの戦略に対抗することとヨルダンの隣国

14) 協定の全文は、次のURLを参照。<http://www.agreements.jedco.gov.jo/eu_doc/a1+a2.html> (検索日: 2002年12月18日)

15) 協定の全文は、OJ L 268, Sept. 27, 1978.

16) 協定の全文は、OJ L 316, Dec. 12, 1979.

イスラエルを含めた友好国との関係を継続させること、さらにはアメリカの非友好国でありヨルダンの貿易相手国であるイラクを牽制することという意味があったものと思われる¹⁷⁾。アメリカはすでにヨルダンとの間ですでに「投資の奨励及び相互保護に関するアメリカ合衆国政府とヨルダン・ハシェミット王国政府との間の協定」(Treaty between the Government of the United States of America and the Government of the Hashemite Kingdom of Jordan Concerning the Encouragement and Reciprocal Protection of Investment)を締結している(アメリカの国内承認手続については、本稿VI. 3参照)¹⁸⁾。これは、パフォーマンス要求(performance requirements)¹⁹⁾の禁止などアメリカの二国間投資協定(Bilateral Investment Treaty. BIT)のモデル(プロトタイプ)協定の殆どを織り込んだ最先端のものであり²⁰⁾、J F T Aと合わせて貿易と投資の自由化ないし円滑化を図る法的枠組みを構築するものである。

ヨルダンは、域内貿易の自由化に向かっての重要なステップとみられているアラブ自由貿易地域(Arab Free Trade Area. AFTA/Arab FTA)構想を早くから支持してきた国でもある²¹⁾。さらに、ヨルダンは2000年4月にW T Oに

17) 例え、本稿VI. 2(5)参照。

18) この投資奨励保護協定並びに付属書及び議定書は、1997年7月2日にアンマン(ヨルダン)で署名された。発効すれば、この協定はアメリカにとって中東の国との間の協定としては二番目となる。協定の全文及びその概要は、次の資料を参照。
U. S. Senate. 106th Congr. 2d sess., *Investment Treaty with Jordan. Message from the President of the United States.* Treaty Doc. 106-30. Washington, D. C., USGPO, 2000. 32p.; その他、次の資料を参照。<http://www.ustr.gov/agreements/index.html>; *Weekly Compilation of Presidential Documents*, Vol. 36, No. 21, May 29, 2000, p.1200; <http://usembassy-israel.org.il/publish/peace/archives/2000/may/me0524a.html>

19) 「パフォーマンス要求」論議の起源と問題点の総括については、次の文献を参照。櫻井雅夫、前掲「貿易関連投資措置の法律問題」、67—95頁；及び同『国際経済法』新版(東京：成文堂、1997年)、355—72頁。

20) アメリカのモデル協定については、次の文献を参照。“Treaty Between the Government of the United States of America and the Government of _____ Concerning the Encouragement and Reciprocal Protection of Investment,” in United Nations Conference on Trade and Development, *International Investment Instruments* (New York and Geneva: United Nations, 1996), Vol. 3, pp. 195-206；条文邦訳は、櫻井雅夫「アメリカの投資奨励保護協定：モデル協定(上・下)」『国際商事法務』(30巻9～10号、2002年)、1208—12、1373—80頁。

加盟した。WTO加盟は世界市場に参入し貿易達成を促進し経済を改善する機会の獲得を助長することになるかもしれない。

ヨルダンは、外国市場への輸出を促進しつつ国内にアラブと外国の投資家を誘致するという目的でいくつかの自由地域を設置してきている。また、いくつかの「高質工業地区」(Qualifying Industrial Zones. 以下、「QIZ」と略す。)を設置している。QIZ(例えば、イルビド<Irbid. 首都アンマンの北方80キロメートル>のQIZ²²⁾に立地する会社は、アメリカ市場への輸出の際に関税の免除と割当制の免除を享受することになっている。

JFTAは、ヨルダン＝アメリカ間の物とサービスの二国間貿易に対する障壁を撤廃するものである。冒頭に記したように、この協定はアメリカが署名した4番目のもFTAであり、アラブ諸国との間のFTAとしては最初のものである。また、両国はすでに上記BITを締結しているので、JFTAには投資に関する章が設けられていない。

JFTAは、ヨルダンが経済の近代化と外国投資家に対する市場開放のためにとったステップの結果となるかもしれない。これは、両国の経済関係のなかで増大する協力のシンボルとなり、ヨルダンのWTO加盟と関係して緊密な二国間協力の始まりとなり、貿易投資枠組み協定とBITの締結につながったものであるとみられている。平和と経済改革という便益にとってヨルダンがアメリカの同胞であることの証としての意味を、このJFTAにはもたせるということであろう。

JFTAは、幅広いスペクトラムの貿易問題に亘って重要かつ広範な自由化

21) 「実行計画」(Executive Program)によれば、アラブ連盟加盟国間の貿易の円滑化と促進のために、関税と関税類似の賦課金を漸次削減し、最終的には2007年までにこれを全廃することになる。Jamel E. Zarrouk, Arab Free Trade Area; Potentialities and Effects. Paper prepared for the Mediterranean Development Forum held in September 3-6, 1998 in Marrakech, Morocco. p.4.

22) Irbid Qualifying Industrial Zone. Agreement between the Government of the State of Israel and the Government of Hashemite Kingdom of Jordan. November 16, 1997. 協定の全文は、次のURLを参照。<http://www.us-israel.org/jsource/Peace/irbid_html> (検索日: 2002年12月27日)

を達成しようと企図されたものである。それにより、すべての工業製品及び農産品の二国間貿易に関するすべての関税障壁と非関税障壁が10年以内に撤廃されることになる。

J F T Aは、電子商取引に関する実体規定を含んだ世界最初の貿易協定である。アメリカの高度の技術とマルチメディアの企業にとって決定的となるこうした部門で、J F T Aはグローバルな自由貿易という課題の実現推進を助長するステップとなるかもしれない。両国は、電送関税を課し、デジタル化された產品のための市場アクセスに対する不必要な障壁を課すことを回避し、また電子的な手段を通じてサービス配達能力を阻害することを回避することに合意している。また、新規技術への投資を奨励することと、產品とサービスの流通ネットワークの革新的利用を刺激することを目的とするというサービス領域の約束に合意している。J F T Aは、広範なサービス分野に亘る二国間サービス貿易をかなり自由化することになるかもしれない。

知的財産権（I P R S）に関するJ F T Aの規定は、W T Oに加盟する際にヨルダンが行った強力なI P R Sの約束に関して構築されたものである。J F T Aでは、著作権保護と医薬品データのための最新の国際標準と執行に関して強力な約束がまとめられている。

2 ヨルダンとアメリカの貿易

ヨルダン中央銀行によれば、ヨルダン＝アメリカ貿易収支の赤字はアメリカに有利なものとなっている²³⁾。赤字は1999年には2億5100万ディナールにのぼっており、一国との数字としてはヨルダンにとって最大である。

ヨルダンの対米市場輸出の比率は1999年の輸出総額のなかで最も低いものとなっている（0.88パーセント）。ヨルダンのアメリカからの輸入は2億0600万ディナールに達したが、これは1999年のヨルダン輸入総額の9.8パーセントに相当するものである。

ヨルダンの主要な対米輸出產品は、鞄、衣料、医薬品、絨毯、金である。ア

23) *Monthly Statistical Bulletin* (Central Bank of Jordan), Sept. 2000.

メリカ市場に輸出される可能性のある產品は、ほかにも苛性カリ、肥料、死海產物、手工芸品、刺繡品、酪農品、自動車、航空機部品、種々の機械・設備などがある。

III アメリカ議会の関心

1 中東における自由貿易について

アメリカ議会は、1985年4月22日にレーガン政権が締結したアメリカ＝イスラエル自由貿易地域設立協定を強く支持した²⁴⁾。同月29日、議会はその承認過程を開始し、「アメリカ＝イスラエル自由貿易地域施行法」(United States-Israel Free Trade Area Implementation Act. H.R. 2268) を下院に上程した。同院は同年5月7日に満場一致で法案を通過させ、同年5月23日上院がこれを修正なしで通過させた。レーガン大統領は、同年6月11日にこの法案に署名し、これを法律にしたのである(P. L. 99-47)²⁵⁾。

米＝イスラエル自由貿易地域協定締結以来、両国間の貿易はかなり増加している。協定が1985年に署名されたときの両国間の貿易総額は47億ドルであった。それ以来両国間の貿易量は確実に増加し、2000年には207億ドルに達した。つまり、両国間貿易が4倍以上になったのである²⁶⁾。

1996年には、議会は「1996年一般特恵制度更新法」(GSP Renewal Act of 1996. P. L. 104-234) によって上記施行規則を改正した²⁷⁾。この立法は、米＝イ

24) 前出注1参照。

25) アメリカの条約承認過程については、次の論文を参照。櫻井雅夫「NAFTAとFTA協定の議会承認過程：アメリカにおける条約と行政協定」『国際商事法務』30巻6号、2002年6月、766-71頁。

26) United States Census Bureau, Dept. of Commerce, *U. S. Trade Balance with Israel.*

27) この法案(H. R. 3074)は、1996年3月13日に下院に提出された。下院は1996年4月16日に同案を通過させ、上院は同年9月27日に修正なしで通過させた。クリントン大統領は、1996年10月2日にこれを法律にした(P. L. 104-234)。

イスラエル自由貿易地域協定の地理的範囲を二つの方法で拡大した。第1に、西岸地区とガザ地区で生産ないし製造される物をカバーするために自由貿易地域を拡大した。議会としては、パレスチナの輸出業者がアメリカ市場に関税免除でアクセスできるようにして、こうした「平和の配当」(peace dividend)がパレスチナ経済を強化し、それによって平和プロセスに対する支援を補強することになるとの期待を抱いたわけである。この地理的範囲の拡大化はパレスチナの対米直接輸出に対して多少影響を与えてきた。1995年には余り輸出は増加しなかったが、2000年までにアメリカはパレスチナ産品480万ドル分を直接に輸入している²⁸⁾。この数字だけではパレスチナの対米輸出の実際の量を過少評価することになる。というのは、イスラエルがパレスチナと世界各国との貿易をかなりの量で仲介しているからである。言い換えれば、パレスチナの物によってはイスラエルを経由してアメリカに間接的に輸出されており、したがってこの分は米＝イスラエル二国間貿易統計にしか表れてこないということである。

第2に、P. L. 104-234はまた、イスラエル＝ヨルダン間、イスラエル＝エジプト間のQ I Z sからの産品を対象とするために米＝イスラエル自由貿易地域協定を拡大する権限を大統領に付与している。Q I Z sは、一定の水準のイスラエル、ヨルダン、エジプト又はパレスチナの原材料を使用して生産された物をアメリカに関税ゼロで輸出することによってアラブ＝イスラエル間の経済協力を増進させることを企図したものである。

エジプトは、当面Q I Z計画に参加しないことを決定したが、専門家はエジプトをアメリカの次の自由貿易パートナーのひとつみている²⁹⁾。この構想に関心を示している議員もいる。2000年8月4日、上院議員26人がクリントン大統領に書簡を送り、エジプトとのFTA交渉を促した。このFTAは、イスラ

28) U. S. Dept. of Commerce, Census Bureau, *U. S. Trade Balance with Gaza Strip Administrated by Israel; and _____, U. S. Trade Balance with West Bank Administered by Israel.*

29) 米＝エジプトFTAの可能性については、次の文献を参照。Robert Z. Lawrence, *Building Bridges: An Egypt-U. S. Free Trade Agreement* (Washington, D. C.: Brookings Institution Press, 1998).

エル、西岸地区、ガザ地区、ヨルダン、エジプトを包含する「中東自由貿易地域」(Middle East Free Trade Region. MEFTR) 創設構想のベースとなるものである³⁰⁾。2000年11月1日、下院議員45人は大統領に同様の書簡を送っている。ヨルダンとのFTA、エジプトとのFTAの締結はアメリカとのMEFTRのベースを形成することにはなるが、この地域の完全な平和が成就するまでは域内地区のための交渉は政治的に実現不可能とみられている。

2 ヨルダン経済に対する議会の関心

1990年代初め、ヨルダンとイスラエルが平和プロセスで実質的な進展を遂げるまでは、議会はヨルダン経済支援のための大規模なイニシアティブに関わってはこなかった。アメリカの対ヨルダン援助は限られたものであったが、これは主として1990-91年の湾岸戦争のときにイラクに対する連帯戦線の確立にヨルダンが参加を拒否したことによるものである。

しかしながら、ヨルダンとイスラエルが1994年7月25日に戦闘状態を終結させる「ワシントン宣言」(Washington Declaration)に署名し、さらに同年10月26日に「平和条約」に署名したあと³¹⁾、議会とクリントン政権はヨルダン経済に対する恩恵付与を目的とする数多くのイニシアティブを実行した。こうしたステップには、例えは対ヨルダン二国間経済・軍事援助の水準の増強、ヨルダンの対米債務の免除、在ヨルダン、在イスラエルQIZsの設置といったものが含まれていた。ヨルダン経済改善を図ろうとするアメリカ議会の基本的な動機は、ヨルダンに対して「平和の配当」を与えることであった。これはすなわち、イスラエルとの関係正常化に対する政府のペースの遅さと洞察力の弱さを批判しこれに抗議をしてきたヨルダン国民に対して、平和の恩恵を提示するよう企図した経済的な報酬だというわけである。

ヨルダン経済に対するアメリカ議会の関心が最も目に見えるかたちで表されたのは、対外援助と債務免除の分野であった。ワシントン宣言のあと、クリントン大統領は、フェイイン国王（その後1999年2月に逝去）に対して、対米債務の

30) "U. S. Senators Seek Free-Trade Pact with Egypt," *Reuters*, August 4, 2000.

31) 二つの文書の全文については、注7、8参照。

免除に向けて対策を講じることを約束した。議会は、ヨルダンの約7億ドルの対米債務を免除するため、主として1994、1995会計年度に補助金歳出というかたちでこれに応じた。1996会計年度の初め、議会はまず対ヨルダン軍事・経済援助を増額することに合意した。1999、2000会計年度には、議会はクリントン政権の要請を受けて「ワイ合意」(1998 Israeli-Palestinian Wye River Memorandum)³²⁾に資金的な裏づけをするため、補正歳出のなかでヨルダン向

表1 ヨルダンに対するアメリカの対外援助、1993-2001会計年度

(単位：100万ドル)

会計年度	経済 ^a	軍事 ^b	小計	債務免除 ^c	合計
1993	35.0	9.5	44.5	—	44.5
1994	28.0	9.8	37.8	99.0	136.8
1995	28.9	8.3	37.2	275.0	312.2
1996	36.1	201.5	237.6	—	237.6
1997	120.4	32.1	152.5	15.0	167.5
1998	151.2	77.1	228.3	12.0	240.3
1999 ^d	201.5	123.5	325.0	—	325.0
2000 ^d	200.0	226.6	426.6	—	426.6
2001(暫定)	150.0	76.7	226.7	—	226.7
合計	951.1	765.1	1,716.2	401.0	2,117.2

a 経済援助には、経済支援基金(E S F)、開発援助、食料援助及び平和部隊が含まれる。

b 軍事援助には、対外軍事融資(F M F)、軍用資材削減、国際軍事教育訓練(I M E T)及び脱鉱業活動が含まれる。

c 債務免除額は、適用した債務記帳手続に基づいてヨルダンの対米債務7億0230万ドルを免除した補助金支出額を表している。

d 1999、2000会計年度の数字には、「ワイ合意」の成立に貢献したことに対してヨルダンが受け取ったか又は受け取る予定の追加支出額が含まれている。2000会計年度のワイ川歳出によっては、2001又は2002会計年度まで支出が義務づけられていないものもある。

32) 「ワイ合意」は、1998年10月23日にネタニヤフ・イスラエル首相とP L O議長アラファート(パレスチナ暫定自治政府長官)との間で署名された、イスラエル軍の追加撤退に関する合意文書。ワシントンD C 近郊メリーランド州のワイ川河畔保養地で9日間の「合宿交渉」の末まとめられた。クリントン米大統領は、たびたび交渉場を訪れて合意成立に努力した。合意の内容は、イスラエル軍が3段階に分けヨルダン川西岸の13%の地域から追加撤退し、パレスチナ自治政府管轄地域を全体で西岸の40パーセントにするというもの。この合意に対しては、イスラエル国内で大イスラエル主義を掲げる右派が激しく反発した。ネタニヤフ政権はパレスチナ側の対テロ対策などが不十分として第1段階の追加撤退を実施しただけで、合意の履行を凍結した。しかし、ネタニヤフ政権の支持基盤には大きな亀裂があり、イスラエル選挙の早期実施、ネタニヤフ氏の敗北へとつながった(『現代用語の基礎知識、2000』より作成)。

けの3億ドルを別枠とすることにした。アメリカ議会は、上記合意に優れた役割を果たしたフェイン国王に報い、内部と中東地域の反対勢力からの攻撃に耐えるのを支援するため、ヨルダンに諸々のワイ川基金というものを提供した。

表1は、アメリカの1993年以降の対ヨルダン対外援助と債務免除をまとめたものである。議会は、対外援助と債務免除とはべつに、Q I Z計画を通じるヨルダン＝イスラエル経済共同事業を促進してきた。議会は、1996年にはこの計画を先述の「1985年アメリカ＝イスラエル自由貿易地域施行法」に対する修正として採択し、クリントン大統領がこの法案に署名した。この法令により、特定のQ I Zで製造される产品であって指定された最低限のヨルダン及びイスラエルの国産品原料を投入してあるものは、対米市場へのアクセスに当たって関税を免除される資格を与えられる。現在まで、U S T Rはヨルダンで10カ所のQ I Zを指定したが、これはヨルダン＝イスラエル事業連携に拍車をかけ、ヨルダンで雇用創出を促進し、対ヨルダンの外国直接投資を奨励して、ヨルダンの対米輸出を増大させるうえで効果を上げた³³⁾。

3 J F T A—書簡と立法

一部議員は、先述のワシントン宣言署名直後からJ F T Aの交渉の構想について検討をしていた。下院与党院内総務のゲッパート（R. Gephardt）議員はクリントン大統領に書簡を送り、「イスラエルとの包括的平和条約」に署名する国を含めるために米＝イスラエル自由貿易地域協定を拡大するよう促した。書簡にはほかの議員42人が連署した³⁴⁾。しかしながら、議会とクリントン政権の双方で米＝ヨルダン自由貿易地域を設置するという構想は殆ど休止状態に

33) 詳細については、次の資料を参照。Joshua Ruebner, *United States-Israel Free Trade Area: Jordanian-Israeli Qualifying Industrial Zones*. Updated March 29, 2001. CRS Report for Congress (Congressional Research Service, The Library of Congress) RS20529.

34) 書簡の全文については、次の資料を参照。“House Letter on Middle East Trade,” *Inside U. S. Trade*, July 29, 1994, pp. 30-31.

なっていたが、1999年2月のフセイン国王死去でアブドラ国王は王位を継承し、J F T Aを最優先位の課題のひとつとした。

アブドラ国王が経済改革特にJ F T Aに着手したことは、アメリカ議会の関心を再燃させることとなった。この目標に向かって、2000年3月から5月の間に、45人を超える議員がクリントン大統領に書簡³⁵⁾を送り、早急にヨルダンとのF T A交渉に入るよう促した。こうした書簡のなかで、議員らはJ F T Aを支持するために次のような根拠を提示した。すなわち、

- 1) J F T Aは二国間の関係を強化し、中東の平和プロセスを促進し反テロの国際活動に協力する際のヨルダンの役割についてアメリカの評価を表すことになる；
- 2) J F T Aは、ヨルダンの経済成長と地域経済協力を促進することになる；
- 3) J F T Aは、ヨルダンの経済改革と自由化の更なる促進を助けることになる。

両国のF T A正式交渉開始1ヶ月後の2000年7月17日、超党派の上院議員41人がクリントン大統領に書簡を送り、第106会期中にF T Aを検討し通過させるよう「速やかに交渉を終了させること」を促した³⁶⁾。同年10月24日、両国政府がこの協定に署名した。18人の民主党議員は、2000年10月24日にクリントン大統領に書簡を送り、J F T Aに対する「祝詞と強力なる支持」を表明し、第107会期にこの自由貿易協定のために法案を全力で通過させる」ことを約束した³⁷⁾。

クリントン大統領は、2001年1月6日、第107会期に向けてJ F T Aを提出し、上院財政委員会が3月20日にF T Aに関する聴聞会を開いた³⁸⁾。3月28日、ボーカス（M. Baucus）上院議員は、野党であったがF T A施行のための

35) Statement by Stuart E. Eizenstat, "A New Era of Economic Cooperation," Amman, Jordan, June 26, 2000, United States Information Service.

36) 書簡の全文については、次の資料を参照。“Senators Letter on Jordan FTA,” *Inside U. S. Trade*, August 18, 2000, p. 20.

37) 書簡の全文については、次の資料を参照。“Democrats Letter on Jordan FTA,” *Inside U. S. Trade*, October 27, 2000, p. 12.

法案を提出し (S. 643)、これが上院財政委員会に回付された。

委員会は、7月17日にマークアップ・セッション（議案修正会議）を開き、その間に法案の原案に認められたいいくつかの技術的誤植やタイプミスなどを修正してボーカス議員が提出した代替案の内容に対する修正を承認した。委員会はまた、グラム (P. Gramm) 上院議員が提示した修正案を否決した。修正案の内容は、協定上労働と環境の問題を処理する紛争解決の範囲を制限するというものであった。7月26日、S. 643は上院財政委員会で発声採決をもって承認された。

レビン (S. Levin) は、下院方策手段委員会貿易小委員会に所属する野党議員であったが、4月4日に同様の法案 (H.R. 1484) を下院に提出した。これは、下院の方策手段委員会と司法委員会に回付された。4月19日に、法案は方策手段委員会の貿易小委員会と司法委員会の移民・請求小委員会に回付された。7月26日に、下院の方策手段委員会は代替案の内容に修正を加えた同様の立法、H.R. 2603 (トーマス<Thomas>) を発声採決で承認した。

上下両院の小委員会で施行立法が7月26日に承認されたのは、ヨルダン大使とゼーリック (R. Zoellick) 通商代表が次の確認の書簡を交換したあとのことである。この書簡には、(1)両国間に生じる意見の相違を正式の紛争処理手続に訴えることなしに解決することを約し、(2)それぞれの国は「貿易をブロックすることになるような方法で…この協定の紛争処理手続を適用することは期待又は意図しない」ことが明記されている。下院の本会議では、この書簡は次のような二通りの見方をされた。すなわち、(1)「伝統的な通商制裁…に訴えることなく確実に応諾させるのに役立つ協力的構造」の一部であり合意の書簡となるとの見方 (トーマス議員) と、(2)「貿易に関する将来の建設的行動にとって後向きのステップ」になるとの見方 (レビン議員) である。

38) アメリカにおける立法過程の基本については、次の論文を参照。櫻井雅夫「国際経済関係法の立法過程」同『国際経済法』初版。(東京:成文堂、1992年)、731-59頁; Masao Sakurai, "Formulators and Legislators of International Trade and Industrial Policy in Japan and the United States," in *The U. S.-Japan Economic Relationship*. Ed. by K. Hayashi. New York and London: New York University Press, 1989. pp. 160-93.

下院は、2001年7月31日にH.R. 2603を発声採決で承認した。上院は、同年9月24日にH.R. 2603を発声採決で承認した。上院での審議中、グラム（P. Gramm）上院議員は、J F T Aを今後の貿易協定が労働者の権利（と環境保護の問題）を処理するうえでのモデルにするという努力には反対であるとの警告を行った。同議員は、この問題を貿易取引の一部にすべきではないと主張した。逆に、上院のボーカス（M. Baucus）財政委員長は、J F T Aが今後の貿易協定が労働と環境を取り込むうえでの先例になるよう希望すると述べた。同議員はまた、グラム議員が行った表明すなわち規定はアメリカの主権を危うくし又はアメリカの労働法と環境法を制定し執行する立法府の活動を妨げるという意見を論駁した。

最終的には2001年9月28日にブッシュ大統領が施行法に署名し、J F T Aは同年12月17日に発効することとなった。

N J F T Aに対する反応

1 クリントン政権

協定署名に先立って、クリントン政権（当時）は、大統領がこのイニシアティブを実行するよう迫った議員らが使用したのと同じ用語を使ってこのJ F T A支持を表明した。クリントン政権は、J F T Aをヨルダンにおける持続的経済成長に対する触媒とみている。すなわち、これが国民に対して長年待ち続けた「平和の配当」を提供し、逆に平和のプロセスに対する支援を強化することになるということである。そこで、U S T Rのバーシェフスキ（Charlene Barshefsky）代表（当時）は、経済成長と中東地域の平和のリンクを強調し、F T Aが「平和で、繁栄に満ち、世界に開かれた未来の中東の創造に向けてひとつステップになり得る。それによって、この地域の国家が共通の財をめざして共に働き、人々は希望と機会を手に入れるのだ」と述べた³⁹⁾。

クリントン大統領とアラブ首長国連邦は、2000年6月6日にF T Aの交渉開始に合意した。その直後の6月15日、U S T Rはアメリカがヨルダンとの間でF T

Aを締結する意思がある旨の正式通告を行った⁴⁰⁾。USTRはまた、アメリカ国際通商委員会（United States International Trade Commission, USITC）に對して、JFTAがアメリカ経済に与える影響について研究をするよう要請した⁴¹⁾。その結果、USITCは「アメリカ＝ヨルダン自由貿易協定のアメリカ経済に対する影響」と題する調査を開始した（Investigation No. 332-418）。經濟的影響の研究は完了し、2000年7月31日に通商代表部に提出され、機密制限を解除されて2000年9月26日に一般公開された⁴²⁾。

この調査のなかで、USITCは、JFTAが「アメリカの輸出全体、アメリカの輸入全体、アメリカの生産又はアメリカの雇用に対して計り知れない影響をもたらすもの」と結論づけている。この結論を出すに当たって、USITCは16産業部門におけるヨルダンの対米輸出入の質的分析を行っている。

USTR事務局はまた、通商政策スタッフ委員会（TPSC）を通じて、JFTAの環境上の影響に関する研究を実施している。この検討は、1999年11月16日にクリントン大統領が発した行政命令第13141号に織り込まれた「通商交渉目標を発展させるうえで環境上の配慮を要素に入れる」というアメリカの新しい約束に符号するものである。この行政命令を1999年11月のWTOシアトル・ラウンド前後の会議のなかで表明されたアメリカの通商政策の環境上の効果に対する批判に対してクリントン政権が応じたものと見る向きもある（時をいつにして、シアトルにおける警官隊と抗議グループの間の暴力的な対決でWTO会議の議題がカットされ、ヨルダンのWTO加盟は2000年4月まで延期された⁴³⁾。貿易と環境問題の間の因果関係に関わりをもつ多くの個人やグループ

39) Ambassador Charlene Barshefsky, U. S. Trade Representative, "Bridges to Peace: The U. S.-Jordan Free Trade Agreement and American Trade Policy in the Middle East," Jordanian-American Business Association, Amman, Jordan, July 31, 2000, United States Information Service.

40) *Federal Register*, June 15, 2000, Vol. 65, No. 116, pp. 37594-95.

41) *Federal Register*, June 26, 2000, Vol. 65, No. 123, pp. 39426-27.

42) 調査結果の要約については、次の資料を参照。“A U. S.-Jordan Free Trade Agreement Would Have No Measurable Impact on U. S. Production or U. S. Employment, Says ITC,” News Release 00-112, September 26, 2000, United States International Trade Commission (USITC).全文は、次のUSITCウェブサイトで利用可能。<http://www.usitc.gov/>

43) William A. Orme, Jr., “Jordan’s Long Road to the Free-Trade Club,” *New York Times*, May 21, 2000.

は、米＝ヨルダン交渉を大きな関心を持って注目してきた。それは、この結果が環境問題に関する今後のアメリカ通商交渉戦略にとってひとつのモデルの役割を果たすことになるからであった。

2000年9月、USTRはJFTA案の環境上のレビュー草案を公表した⁴⁴⁾。この草案レビューのなかで、USTRは「アメリカ政府は、JFTAがアメリカにおいて何ら重大な環境効果をもたらさないものと予想している。環境効果がアメリカで地域的に又は部門別に集中するような事例があることが認められるとしても、アメリカ政府はいかなる事例も確認することはできない」と表明した。

2 USTRが回収した民間のコメント

USTR事務局がヨルダンとの間で自由貿易交渉に入る意図がアメリカ側にあると正式通告を行ったとき、交渉中に追求すべき目標に関して民間の会社や団体からコメントを求めた⁴⁵⁾。総合すると、20の会社と団体がコメントをUSTRに提出し、うち17がFTAの経済の部分に関心を寄せ、3つが協定の環境的側面を取り上げていたことになる（付1、2参照）。

全般的に、USTRのコメント提出要請に応じた民間部門の会社や団体はこの構想に支持を表明した。繊維製造業者は、ヨルダンのQIZに投資を行ってきたので、ヨルダンの繊維・衣料のアメリカ市場アクセスを拡大することに関心を寄せていた。ヨルダンの繊維・衣料のアメリカ市場アクセスの拡大を支持する会社等は、JFTAに米＝イスラエル自由貿易地域協定の原産地規則を取り入れるようUSTRを促している。米＝イスラエル自由貿易地域協定における

44) 草案の全文については、次の資料を参照。“Draft Environmental Review of the Proposed Agreement on the Establishment of a Free Trade Area Between the Government of the United States and the Government of the Hashemite Kingdom of Jordan,” Office of the United States Trade Representative, September 2000, at <<http://www.ustr.gov/environment/draftjordanreview.html>>

45) “USTR Seeks Public Comment on U. S.-Jordan Free Trade Agreements,” USTR Press Release, June 15, 2000.

る原産地条項は、イスラエルが產品の価額に対して少なくとも35%パーセント（うち、15%まではアメリカからでも可）を付加したときに、イスラエルからの対米輸出に関税を免除している。

アメリカ市場へのアクセスを懸念する繊維・衣料メーカーと労働者は、USTRに対して北米自由貿易協定（NAFTA）の原産地基準を適用するよう促している。NAFTAの原産地規則は米＝イスラエル自由貿易地域協定のそれよりも厳格である。

もうひとつのトピックは、知的財産権保護の問題である。特に医薬品、映画関係者は、USTRに対して、JFTAがWTOとTRIPSのあらゆるコミットメントのヨルダンによる実施を織り込むよう促した。そのほかの回答者は、JFTAによってヨルダンの輸出入產品に対して早急にゼロ関税にする交渉を進めるよう促した。

USTRはまた、JFTAの環境的側面に関してコメントを受け取っている。いくつかの回答は、環境の影響に関する調査研究を行い、JFTAのなかに環境基準を取り込むように支援している。しかし、ほかの回答は、その導入に反対し、JFTAの枠組みの外で二国間環境協定を締結するよう求めている。

同時に、JFTAのなかに労働基準を取り込むことについて、二つの回答は支持をしているが、ほかの回答はこれに反対をしている。

3 ヨルダン側の環境影響調査と民間の反応

ヨルダン政府もまた、ヨルダンの民間部門に対してJFTAの環境的側面についてコメントを求めた⁴⁶⁾。ムハンマド・アルハライカ（Muhammad alHalayqah）副首相兼経済問題担当国務大臣を代表とするJFTA交渉団は、2000年7月に環境に関する予備的研究をまとめた⁴⁷⁾。このチームはJFTAが

46) "Notice of Opportunity to Comment on the Environmental Coordinations of the Proposed Jordan-U. S. Free Trade Agreement," *Jordan Times*, July 10, 2000.

もたらす「環境に対する特定の影響のようなものに関してきわめて詳細かつ量的に過不足ないもの」を作成することはできなかったが、J F T Aから生ずべき積極消極双方の環境結果の可能性を識別確認している。積極面では、J F T Aは、ヨルダンに対する農業の移入を拡大し、これが農業用水の需要を低下させ、枯渇可能性のある資源に対する緊張感を減少させることになる。消極面では、貿易増大は固形廃棄物の急増をもたらし、それが特にヨルダンの鉱物・天然資源部門において問題となる。また、貿易増はアカバ湾の海上交通が混乱し、珊瑚礁を形づくる紅海の脆弱な生態系に危険が及ぶことになる。

一般に、ヨルダンの民間部門J F T Aに熱心に反応している。現地の調査結果によれば、「全般的な感情としては、ヨルダンとアメリカの経済的な結びつきが増大することに強く賛成している。多くの回答者は、特に対ヨルダン外国直接投資が増加し、F T Aは繊維から技術まで、金融サービスから観光までといった多角的な分野に拡大していくことを助けることになる」といった期待を表明している⁴⁸⁾。しかしながら、調査結果では、他方でアメリカからの輸入がヨルダンの製造業部門に対して打撃を与えることを憂慮している者もいる。また、ヨルダンの貿易関係が対米（及び先述のE U=ヨルダン連合協定によって対欧）に方向づけられるとすれば、それは近隣諸国との貿易関係を犠牲にすることになるという意見を表明する者もいる。J F T A署名後、ヨルダンの著名な財界人はこれを歓迎するとの態度を表明している⁴⁹⁾。

47) Jordan Negotiating Team for the Jordan-U. S. Free Trade Agreement, "Environmental Review of the Jordan-U. S. Free Trade Agreement: A Preliminary Appraisal (Final Report)," July 2000. この研究は、U S A I D の Access to Microfinance & Improved Implementation of Policy Reform (AMIR) Program の資金供与によって実施されたものである。

48) "The Proposed Free Trade Agreement between the United States of America and the Hashemite Kingdom of Jordan: Expected Impact and Benefits," Jordanian American Business Association (JABA), n. d.

49) "A Rapid Move of Economic Activity and a Strengthening of the Investment Climate. Economic Circles Welcome the Free Trade Agreement with America," *ad-Dustour* (Amman), October 26, 2000.

表2 自由貿易協定の構成要素比較表

構成要素	条 約									
	アメリカ＝ヨルダン	アメリカ＝イスラエル	アメリカ＝シンガポール*	F T A A協定第2次案***	N A F T A	メルコスール	グループ・デ・ロス・トレース	カナダ＝チリ	メキシコ＝チリ	メキシコ＝EU
1 関税撤廃	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 数量制限の禁止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 セーフガード措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 補助金、反ダンピング・相殺関税	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 原産地規則	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 関税評価・税関手続	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 貿易の技術的障害	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8 規則の透明性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9 管理組織上の調整	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10 農業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11 織維	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12 市場アクセス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13 投資	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14 サービス	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15 基準・認証	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
16 衛生植物検疫	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
17 政府調達	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18 知的財産権	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
19 政府調達	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20 競争政策	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21 税制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
22 紛争解決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
23 國際収支条項	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
24 一般例外	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
25 経済技術協力	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
26 合同委員会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
27 電子商取引	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
28 人の移動	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
29 環境	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30 労働	○	○	○	○	○	○	○	○	△△	○
31 エネルギー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

* US-Singapore Free Trade Agreement. 2003年5月6日ブッシュ大統領署名。2004年1月1日発効目標。

** US-Chile Free Trade Agreement. 2003年6月6日両国代表署名。

*** Free Trade Area of the Americas. 米州自由貿易地域(協定)。2005年署名目標。

△ 本協定とは別の補完協定で規定。

出所：筆者がアメリカ＝ヨルダンFTA、アメリカ＝シンガポールFTA案、アメリカ＝チリFTA案とFTA A第2次案に『主要な自由貿易協定の現状と法的分析』(日本機械輸出組合、2000年) 収録の表の一部を加えて作成。

V J F T Aの主要規定

以下に、協定全文、付属書、約束表及び協定関連諸了解に基づいてJ F T Aの主要な規定を整理する⁵⁰⁾。また、表2は、同種のF T A sと比較対象を行ったものである。

1 物及びサービスの貿易

先述のように、J F T Aは10年に亘って段階的に工業製品及び農産品に対する現行関税を実質的にすべて撤廃することになる。

J F T Aはまた、二国間サービス貿易の自由化について規定している。すなわち、アメリカ企業にヨルダンのサービス市場を開放することであり、アメリカのサービス提供者に対してヨルダンのサービス部門の半分以上への十分なアクセスを与えることである。

J F T Aによれば、「各当事国は、サービスの供給に関するすべての措置に関して、自国が他の当事国のサービス及びサービス供給者に対して自国の同様のサービス及びサービス供給者に対して与えている待遇よりも不利でない待遇を与えるものとする」ことになる（第3条28(b)）。両当事国は、さまざまなサービス部門を特別に市場開放するとのコミットメントを与えている。そのなかには、ビジネス、通信、建設・エンジニアリング、流通、教育、環境、金融、健康、観光、レクリエーション及び運輸といったものが含まれている。

2 知的財産権（I P R S s）

これらの規定は、著作権保護のための最もアップツーデートな国際標準をとりまとめたものである。J F T Aは、アメリカとヨルダンに対して、世界知的所有権機関（W I P O）の多数国間諸協定のなかのさまざまな条項に効果を与えるよう義務づけている（第4条）。このため、ヨルダンは、世界知的所有権機

50) Mary Jane Bolle, *op. cit.*

関（W I P O）の著作権条約とW I P O実演及びレコード条約を2年以内に批准することになっている。

J F T Aは、商標、著作権及び特許の保護について規定し、特に著作権及び特許は特に違反されがちな二つのカテゴリーの产品すなわちソフトウェア及び医薬品の保護について述べている。このF T Aはまた、この協定が保護の対象とするI P R S sの執行について規定している。第4条25項は、各国は、「法的な最高罰金がこの違反者に対する金銭上の奨励策を除去する政策により将来の違反行為を阻止するために十分高額である旨確保するものとする」と述べている。

J F T Aでは、いくつかのI P R S sの保護は発効日直後に効果を有し、そのほかはF T Aの発効日から6月と3年の間に効果を有することになると規定されている。アメリカとヨルダンはまた、「I P R S sの保護に関する問題に関する了解覚書」（Memorandum of Understanding on Issues on Issues Related to the Protection of Intellectual Property Rights under the Agreement between the United States and Jordan on the Establishment of a Free Trade Area）⁵¹⁾に署名している。これは、ヨルダンがI P R S sの違反に対して将来の違反を阻止するために約8500ドル（6000J D）に刑事罰を引き上げることを明記したものである。

3 環 境

アメリカの自由貿易協定の条文のなかにこのような規定が設けられたのは、J F T Aが最初である（ヨルダンのF T Aには、貿易と環境に関する規定が含まれている）⁵²⁾。

51) 覚書の全文は、次のU R Lを参照。<http://www.usit.gov/regions/eu-med/middleeast/memopro.pdf>（検索日：2002年12月27日）

52) 北米自由貿易協定（N A F T A）はこの問題を補完協定としていたが、現在交渉中の米州自由貿易地域（F T A A）協定にはこのJ F T Aと同様の規定ぶりがみられる。櫻井雅夫「米州自由貿易地域協定暫定草案—投資に関する章（上・下）」『国際商事法務』30巻7～8号、2002年7～8月、926～32、1073～78頁；同「米州自由貿易地域協定第2次草案—投資に関する章（上～中）」『国際商事法務』31巻6～8号、2003年6～8月、779～84、944～47、1108～11頁。

J F T Aにおいては、アメリカとヨルダンは、「国内環境法を緩和することによって投資を奨励することが不適当である」という原則を認めている。「したがって、各当事国は、自国の領域への投資家の投資の設立、取得、拡張又は保持を奨励する法令上の権利を放棄しさもなければ逸脱し又は放棄するかさもなければ逸脱することを申し出ないことを確保するように努めるものとする」(第5条1項)。この協定はまた、各国が国内環境保護、政策及び優先度に関する独自の水準を設定する権利を認めている。J F T Aは、「当事国は、この協定の発効日後、当事国間の貿易に影響を及ぼす方法で、持続する又は再発する作為又は不作為の過程を通じて、自国の環境法令を実効的に執行することを怠らないものとする」と述べている(第5条3項(a))。アメリカとヨルダンはまた、「環境技術協力に関する共同声明」(Joint Statement on Environmental Technical Cooperation under the Agreement of the United States and Jordan on the Establishment of a Free Trade Area)⁵³⁾を発している。この共同声明は、環境技術協力に関する共同フォーラムを設置させたが、これは「アメリカの対ヨルダン国家戦略計画に整合しつつアメリカ=ヨルダン政策イニシアティブを補完する環境技術協力のイニシアティブであって環境の優先位を参考しつつ両国政府が合意するものを進めることによってヨルダンにおける先端的な環境保護を前進させる」ために作業を行うことになる。共同声明の付属書は現在及び将来のアメリカ=ヨルダン環境技術協力計画の詳細を定めている。「当事国は、この協定の発効日後、当事国間の貿易に影響を及ぼす方法で、持続する又は再発する作為又は不作為の過程を通じて、自国の環境法令を実効的に執行することを怠らないものとする」と述べている。

4 勲 労

アメリカの自由貿易協定の条文のなかにこのような規定が設けられたのは、J F T Aが最初である。この協定には、拡大する貿易の便益に広く参加するこ

53) 声明の全文は、次のURLを参照。<http://www.sice.oas.org/Trade/us-jrd/stmtenv.asp> (検索日: 2002年12月27日)

とを担保する貿易と労働の関係に狙いを定める規定が含まれている⁵⁴⁾。

J F T Aのもとで、アメリカとヨルダンは国際労働機関（I L O）の加盟国としての義務並びに1998年採択の「労働における基本的原則及び権利にする I L O の宣言」（ILO Declaration on Fundamental Principles and Rights at Work）並びにその「フォローアップ」（Follow-up）⁵⁵⁾のもとでの両国のコメントメントを再確認している。環境標準に関する条項で使用されている言語を反映して、J F T Aは、「当事国は、国内労働法を緩和することによって貿易を奨励することは不適当であることを認める」と述べている。したがって、各当事国は、自国の領域への投資家の投資の設立、取得、拡張又は保持を奨励する法令上の権利を放棄しさもなければ逸脱し又は放棄するかさもなければ逸脱することを申し出ないことを確保するように努めるものとする（第6条2項）。協定はまた、国際的に認められた労働の権利に整合することを確実にするよう努めて、各当事国が自国の国内労働法標準、法律及び規則を設けるという各国の権利を認めている。J F T Aは、「当事国は、当事国間の貿易に影響を及ぼす方法で、持続する又は再発する作為又は不作為の過程を通じて、自国の労働法令を実効的に執行することを怠らないものとする」と述べている（第6条4項(a))⁵⁶⁾。

5 電子商取引

ヨルダンとアメリカは、それぞれ電子商取引のための自由化された貿易環境を促進することを約束した。それは、技術への投資を促進し、产品やサービスを流通させるネットワークの革新的な利用を刺激することになる。

J F T Aは、アメリカとヨルダンは電子送信に關税を課さないか又は電子送

54) 注44参照。

55) 宣言とフォローアップの全文は、次のURLを参照。<http://www.ilo.org/public/original/standards/decl/declaration/text/index.htm> 及び <http://www.ilo.org/public/original/standards/decl/declaration/followup/index.htm>

56) これ以上の詳細については、次の資料を参照。CRS Report RS20968. *Jordan-U. S.*

Free Trade Agreement: Labor Issues, by Mary Jane Bolle. July 19, 2001.

信に不必要的障壁を課さないという現行の慣行から逸脱することを禁止するよう努めることになる(第7条1項)。これにより、双方の当事国は電子取引に対して関税を課さないことに合意したことになる。

6 セーフガード措置

J F T Aは、協定の実施が「深刻な損害又はその虞の実質的な原因」につながるときは、いずれかの国は影響を受けた物に対する更なる関税軽減を一時的に停止することができる(第10条1項)。いずれかの国がセーフガード措置を実施することを決定するときは、その期間は、4年又は10年間の暫定期間を超えることはできず、また「深刻な損害を回避し又は救済するために及び調整を円滑化するために必要な程度及び当該期間を除き」いかなる措置も維持されないものとする(第10条2項(d)(i))。J F T Aはまた、「幼稚産業」が貿易自由化の期間中に特別の挑戦に直面することを認めており、したがって、いずれの国もセーフガード措置の賦課を求める「幼稚産業」に対して障害を創出すべきでないということを認めている(第10条5項)。

7 合同委員会

J F T Aは、合同委員会を設置している(第15条1項)。その機能には、協定の全般的機能のレビュー、貿易関係の改善、紛争の回避及び解決、協定の改正、協定実施に関するガイドライン、説明資料及び規則の開発、並びに両国で実施される環境上の影響調査のレビューが含まれている(2項)。合同委員会は、アメリカ通商代表(U S T R)と「国際貿易を主に担当するヨルダンの大臣」が長となり(3項(a))、すべての決定をコンセンサスによって行うことになる(4項)。委員会は、「この協定の実施における広範な認識を引き出すために公衆の利害関係者の見解」を検討し(5項)、また非政府組織(N G O s)の助言を求ることになる(3項(b))。

8 協議と紛争解決

J F T Aは、このF T Aの法律上の解釈を発出すべき紛争解決パネルについて

表3 F T Aが多角的自由化に与える影響

・F T Aが多角的自由化を推進する主な理由

①交渉主体の減少 (Summers; Krugman)	国の単位で多角的自由化交渉を行うより、地域統合締結後に地域単位同士で交渉を行ったほうが、交渉が進みやすい。
②小国との交渉力の増大 (Lawrence)	規模の小さい国が地域統合を締結することにより、大国に対する自由化推進の交渉力を高める（例：アメリカに対するメルコスール<南米南部共同市場>）
③国内産業調整の進展 (Wei and Frankel)	F T Aの締結が国内構造調整を進展させる結果、衰退産業の規模が縮小し、長期的には多角的貿易自由化に向けた政治的反発が弱くなる。
④国内改革推進による開発途上国への多角的交渉への参加 (Ethier)	多角的貿易自由化に消極的な開発途上国と先進国がF T Aを結ぶことにより、開発途上国への直接投資流入や国内改革・自由化が進み、開発途上国が交渉を推進する誘因が高まる。

・F T Aが多角的自由化を阻害する主な理由

①価格支配力の増大 (Krugman)	域外に貿易障壁を残して域内貿易を自由化した場合、域内で生産される財の価格支配力が増大し、域外に対する輸出価格の上昇・輸入価格の下落を通じて（域外の犠牲の下に）域内に追加的な利益をもたらすため（交易条件効果）、域外に対する自由化の抵抗となる。
②国内産業の保護 (Grossman and Helpman; Krishna)	一部の国にのみ自由化を行うF T Aは、自由化の利益を享受しつつ国内輸入産業への競争圧力をある程度抑えることができるため（域外の犠牲の下に）多角的貿易自由化以上の利益を享受できる可能性がある。

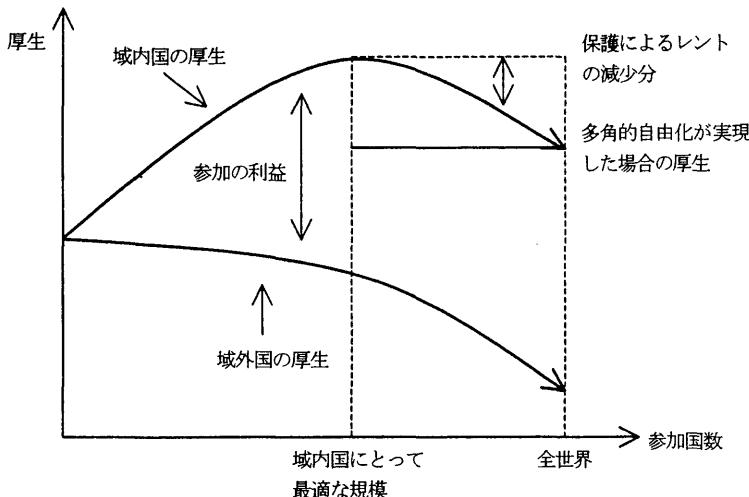
使用文献：Ethier, W. J. 1998. "Regionalism in a Multilateral World," *Journal of Political Economy*, Vol. 106, pp. 1214-45; Grossman, G., and E. Helpman. 1995. "The Politics of Free Trade Agreements," *American Economic Review*, Vol. 85, pp. 667-90; Kennan, J., and R. Riezman. 1990. "Optimal Tariff Equilibria with Customs Unions," *Canadian Journal of Economics*, Vol. 23, pp. 70-83; Krishna, P., "Regionalism and Multilateralism: A Political Economy Approach," *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 113, pp. 227-51; Lawrence, R. Z. 1996. "Regionalism, Multilateralism, and Deeper Integration," Washington, D. C.: The Brookings Institution; Summers, R. 1991. "Regionalism and the World Trading System" in *Policy Implications of Trade and Currency Zones*, Symposium Sponsored by the Federal Reserve Bank of Kansas City; Wei, S. J., and J. Frankel. 1995. "Can Regional Blocs Be Stepping Stones to Global Free Trade?," *International Review of Economics and Finance*, Vol. 5, pp. 339-47.

出所：経済産業省『通商白書、2001』（東京：ぎょうせい、2001）。

て規定しているが、ただし両国が最初に協議を行い、紛争の解決に失敗した場合のみである。

J F T Aは、紛争解決のために多数回ステップの手続を設けている。第1に、アメリカとヨルダンは、紛争が生じたときは「協議を通じて相互に合意し、うる解決に至るためにあらゆる試みを行うものとする」(第17条1項(a))。紛争が協議を通じて60日以内に解決されないときは、いずれの当事国も合同委員会に紛争を付託する権利を有する(1項(b))。合同委員会が90日以内に紛争を解決しないときは、紛争は特命の3人で構成される紛争解決パネルに付託することができる(1項(c))。紛争解決パネルは、紛争を解決するために非拘束的な勧告を行う権限を付与されている(1項(d))。紛争解決パネルが90日以内にその勧告を発出したときは、合同委員会は「その報告書を参照して、紛争を解決するよう努めるものとする」(2項(a))。合同委員会が30日以内に紛争を解決することになお失敗したときは、「影響を受けた当事国は、何らかの適当かつ相応の措置を講じる権利を有するものとする」(2項(b))。アメリカとヨルダンはま

図3 F T Aの拡大による厚生の変化



出所：表3に同じ。

た、「紛争解決における透明性に関する了解覚書」(Memorandum of Understanding on Transparency in Dispute Settlement under the Agreement on the Establishment of a Free Trade Area)⁵⁷⁾に署名し、当事国に対して「広範な認識を引き出すためにそれぞれの公衆の利害関係者の見解を懇請し参酌する」ことを義務づけている。この覚書によれば、紛争パネルが設置されたときは、そこに行われた紛争付託は一般の利用に供されるものとする。すなわち、パネルに対する口頭陳述は公衆のメンバーに公開されるものとし、パネルは個人、法人及びN G O s の法廷助言者(*amicus curiae*)が開陳する意見を「受け入れかつ参酌する」ものとし、パネルはその報告書を公衆に発表するものとする⁵⁸⁾。

VI J F T Aの効果

1 F T A一般の効果

F T Aが多角的自由化に与える影響等については、理論及び実証の両面からさまざまな分析がなされている。そのいくつかは表3にまとめられている。また、F T Aの拡大による厚生の変化については、消極的な評価もなされてい

57) 覚書の全文は、次のURLを参照。<http://www.usit.gov/regions/eu-med/middleeast/memodis.pdf> (検索日: 2002年12月27日)

58) 以上については、次のURLを参照。U. S. White House. The Press Secretary. U. S.-Jordan Free Trade Agreement (FTA): Overview. Sept. 28, 2001. <<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2001/09/20010928-12.html>> (検索日: 2002年3月2日) ; The Free Trade Agreement with the USA. <http://www.mop.gov.jo/partners/issu41_oct/page1.html> (検索日: 2002年3月27日) ; U. S. Executive Office of the President, The U. S.-Jordan Free Trade Agreement. <<http://www.usit.gov/regions/eu-med/middleeast/US-JordanFTA.shtml>> (検索日: 2002年4月5日) ; USTR Zoellick Welcomes U. S.-Jordan Free Trade Agreement. <<http://usembassy.state.gov/Tokyo/wwwhec0353.html>> (検索日: 2002年4月5日) ; The Free Trade Agreement. <<http://www.usembassy-amman.org.jo/FTA/FTA.html>> (検索日: 2000年4月5日)

る。例えば、図3にみられるように、域内国にとっては、FTAの加盟国数が少ない間は自由化による利益が保護の利益（レント）を上回っているが、加盟国数が一定を超えて拡大すると、交易条件の悪化等によって逆に自由化の利益が遞減するほか、利益集団等の働きによって世界大の自由化には到達しないということになる⁵⁹⁾。

2 JFTAの効果

アメリカの政府と産業界は、JFTAに対して次のようにみている。

(1) 一般

[ベネフィット] ヨルダン経済に対するJFTAのベネフィットは、次の7点に集約される。

第1に、ヨルダンのサービス市場をアメリカの会社に開放すること。それは、通信、金融サービス、エネルギー供給、観光、健康、印刷・出版、輸送その他といった主要部門に亘っている。

第2に、ヨルダン製品のアメリカ市場向け輸出が、特に新しい非伝統的な部門においてかなりの押上げを証拠だてることになる。

第3に、ヨルダンの人的資源に依存する産業が、特にソフトウェアや情報技術の領域で成長を見込まれる。

第4に、関税の漸減から便益を受けるヨルダン、アラブ及び外国の輸出産業の設立。便益を受ける部門には、繊維、食品、手工芸品、有機化学品、殺虫剤が含まれる。

第5に、QIZsは、JFTAが完全に実施されるまでの今後10年間に工業

59) E. W. Bond, and S. Syropoulos, "The Size of Trading Blocs, Market Power and World Welfare Effects," *Journal of International Economics*, Vol. 15, pp. 11-29; J. Goto, and K. Hamada, "Regional Economic Integration and Article XXIV of the GATT," *Review of International Economics*, Vol. 7, pp. 555-70; S. Andriamananjara, "On the Size and Number of Regional Integration Arrangements: A Political Economy Model," University of Maryland. Mimeogr. ; および経済産業省『通商白書、2001』(東京:ぎょうせい、2001) 165—66頁。

部門特に繊維・衣料工業への投資を奨励し続けることになる。

第6に、FTAの環境保護規制に基づいて、ヨルダンの企業は、現地の及び国際的な環境保護規制を完全に遵守することが求められ、これにより環境関連の投資が奨励されることになる。かかる投資には、リサイクル産業や固体廃棄物処理産業が含まれる。

第7に、研究開発を必要とする産品への先端投資の移転を円滑化するためにヨルダンに研究開発センターを設立する。対象となる部門には、医薬品工業、鉱業、天然資源、食品工業が含まれる。

〔ネガティブ効果〕他方、ヨルダンのアメリカからの輸入は低関税によって増加する。これは貿易収支に対してはネガティブ効果をもつことになる。

(2) 物の貿易

1990年代を通じ、アメリカとヨルダンの間の二国間貿易は穩健なものであった。1992年から99年の間、アメリカとヨルダンの間の年間二国間貿易フローはかなり一定したものであり、1992年の2億7500万ドルという低さから1997年には4億3000万ドル近くの高さまで増加した。2000年には、ヨルダンはアメリカにとって98番目の貿易パートナーとなり、往復（輸入プラス輸出）でざっと3億8500万ドルの取引を行った⁶⁰⁾。アメリカとヨルダンの間の貿易は、優れて一方的なものであり、アメリカは健全に貿易余剰を享受してきた。長年に亘って、アメリカの対ヨルダン輸出はアメリカのヨルダンからの輸入を小さく見せ、その差は10対1という大きさになっていた。表4は、1992—2000年における両国間の貿易フローを概観したものである。

2000年には、両国の二国間貿易総額は約3億8500万ドルになった。この総額のうち約80パーセント（3億1000万ドル）はアメリカの対ヨルダン輸出であった。表5は、2000年にアメリカがヨルダンに輸出した商品で上位10位にランクされるものを、10桁付表B分類番号と商品明細で概観したものである。

同表はまた、ヨルダンが2000年4月にWTOに加盟してからのヨルダンの実

60) U. S. United States Trade Commission, *U. S. Trade Balance, by Partner, 2000. Trade Database.*

表4 米=ヨルダンの二国間貿易と貿易収支

(単位:100万ドル)

年	アメリカのヨルダン向け輸出	アメリカのヨルダンからの輸入	貿易総額	アメリカの貿易収支
1992	257.7	18.1	275.8	239.6
1993	360.5	18.7	379.2	341.8
1994	287.3	29.0	316.3	258.3
1995	335.3	28.8	364.1	306.5
1996	345.2	25.2	370.4	320.0
1997	402.5	25.3	427.8	377.2
1998	352.9	16.4	369.3	336.5
1999	275.6	30.9	306.5	244.7
2000	312.7	73.2	385.9	239.5

出所: U. S. Dept. of Commerce, United States Census Bureau, *U. S. Trade Balance with Jordan.*

効関税率を示している。なお、これはJ F T Aにおける関税漸減のベースとしてまたJ F T Aの交渉で関税撤廃のための多段階カテゴリーとして使用したものである。

2000年の上位10の代表的なアメリカのヨルダン向け輸出品のうち3つは穀物であった。デュラム小麦、小麦及びメスリン、大麦は、合計で6200万ドルであり、これはアメリカのヨルダン向け輸出総額の約20パーセントに相当する。現行の関税率のもとで、これらの商品は、ヨルダンの食料価格決定という敏感な問題を反映してすでにヨルダンに関税免除で輸入されている。政府が構造調整改革計画というコンテクストのなかで食料補助金の引下げをはじめたため、食

糧の価格はヨルダンでは激しやすい国内政治問題になる傾向がある⁶¹⁾。

したがって、代表的な穀物輸出に対する関税がすでにゼロになっているところから、自由貿易協定はアメリカのヨルダン向け穀物輸出の量とヨルダンの消費者のための価格決定に対して唯一最低限のインパクトをもったものになるかもしれない。

航空機・ヘリコプター部品、木材パルプ、船舶、航空機タービンといったアメリカのヨルダン向け輸出で他の代表的なものは低関税であるが（0～10パーセント）、他方、受信機はやや高い関税になっている（30パーセント）。これらの代表的な輸出商品はFTAに従って段階的に関税を撤廃される。例外はたばこである。たばこは2000年には1400万ドル、総輸出額の5パーセント、アメリカのヨルダン向け輸出のなかで第4位の商品であった。たばこは高関税であったが（70パーセント）、その除去はUSTRが交渉の対象としなかった。それは、USTRが「1998年商務省、司法省、国務省、裁判所及び関連機関歳出予算法」に対する「ドゲット修正」（Doggett Amendment）のクリントン政権の解釈に従うためであった（詳細は、表5注を参照）。

2000年に、アメリカのヨルダンからの輸入は合計で7300万ドル、二国間貿易総額の約20パーセントになった。表6は、2000年にヨルダンからアメリカが輸入した商品をアメリカ統一関税品目表（Harmonized Tariff Schedule of the United States, USHTS）の10桁でランクづけした上位10商品を概観したものである⁶²⁾。表6はまた、2000年のアメリカの関税を示したものである。これは、FTAにおいて関税の段階的撤廃のベースとして、またFTAで交渉の対象と

61) 食料補助金に対するヨルダン中央政府の支出は1996年の1億4000万ドルから2000年のゼロに漸減された。次の資料からデータを作成。*Monthly Statistical Bulletin* (Central Bank of Jordan), February 2001. Table 27: Economic Classification of Central Government Expenditures.

62) いわゆるHS条約（正しくは、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」）第3条3項に基づいて、アメリカは6桁番号を超えて品目表に10桁番号を採用している。Harmonized Tariff Schedule of the United States, 2003. Basic ed. Jan. 1, 2003. 次のURLを参照。<<http://dataweb.usitc.gov/SCRIPTS/tariff/toc.html>>（検索日：2003年1月30日）

なった関税撤廃の多段階カテゴリーとして使用されたものであった。表6はさらに、これら商品をQIZ計画によってアメリカに関税ゼロで入ってきた輸入品に細分化している。

ヨルダンの総輸出の約40パーセント（又は3000万ドル）は、2000年にQIZ計画に基づいて関税ゼロでアメリカに入ってきた物である⁶³⁾。2000年にヨルダンの輸出の14パーセント（又は1000万ドル）は、一般特恵制度の恩恵を受けてアメリカ市場にアクセスしたものである⁶⁴⁾。2000年にアメリカに輸出された代表的な商品には、衣料、スーツケース、ブリーフケース、ジュエリーが含まれている。代表10商品のうち6商品の輸出総額の少なくとも半分は、QIZの資格で恩典を享受していたものであり（繊維・衣料、スーツケース、ブリーフケース）、二つのカテゴリーの輸出総額は一般特恵制度から恩典を享受したものである（ジュエリー）。

ヨルダンからの対米輸出品の多くはすでに特恵関税制度のもとで非関税となっているので、FTAは対米輸出の量にはさほど大きなインパクトをもっていないようと思われる。しかしながら、JFTAのもとで成長が見込まれる部門は、繊維・衣料部門である。この部門はヨルダンの工業生産のなかでかなりの位置を占めている。例えば、1993年には、1750の繊維・既製衣料企業が7500人の雇用を抱えていた。1994年には、鉱業と石油化学の生産を除けば、繊維・衣料がヨルダンで二番目の世界市場向け工業製品輸出であった（約5000万ドル）⁶⁵⁾。1994年以降、繊維・衣料部門はヨルダンの製造業の中ではますます重要なものになってきている。これは、アメリカ、イスラエルその他の多国籍繊維・衣料企業がQIZ制度の内外にその操業を再開したからである。しかし、QIZ資格を得て產品を生産している企業は僅かである。したがって、ヨルダン

63) QIZ計画の詳細については、次の文献を参照。Joshua Ruebner, *United States Israel Free Trade Area: Jordanian-Israeli Qualifying Industrial Zones*. Updated March 29, 2001. CRS Report RS20529.

64) 詳細については、次の文献を参照。William H. Cooper, *Generalized System of Preferences*. Updated January 8, 2001. CRS Report 97-389.

65) *Jordan: An Industrial Review (1989-1994)*, The Amman Chamber of Commerce and the Industrial Development Bank, Amman, Jordan, 1995, p. 28, 53.

表5 アメリカの国内品輸出上位10商品、F A S価額別（2000年）

#	10桁付属表B分類と商品明細*	100万ドル (全体の%)	ヨルダンの 基本レート	F T A 多段階 カテゴリー
	アメリカ国内品のヨルダン向け 輸出総額	305.60 (100%)		
1	100110090デュラム小麦	42.75 (14.0%)	0	E
2	8803300010民間航空機用の航空 機又はヘリコプターの不特定 部品	15.82 (5.2%)	10%	A
3	1001902055種子を除くその他小 麦及びメスリン	14.15 (4.6%)	0	E
4	2403100060喫煙用たばこ	14.08 (4.8%)	70%	*
5	4703210040化学木材パルプ（硫 酸塩パルプ又はソーダパル プ）、針葉樹、漂白剤	10.77 (3.5%)	5%	A
6	8905905000不特定船舶、その耐 航性が主要機能に対して補助 的なもの	9.14 (3.0%)	0	E
7	8525203055受信機器、>400MHz	8.42 (2.8%)	30%	E
8	8411124010民間航空機用のタ ーボジェット機タービン	7.10 (2.3%)	0	E
9	9880004000格安品、<2500ドル、 カナダからの輸出分を除く	5.72 (1.9%)	N/A	N/A
10	103004090種子を除く大麦	5.15 (1.7%)	0	E

出所：United States Trade Representative, United States International Trade Commission, Jordan Customs Department.

注：A = 2年の均等段階で撤廃される税。

E = 現行のWTO関税撤廃約束に従ってすでに撤廃されたか又は撤廃される税。

N/A = 適用せず。

*HS条約3条3項に基づいて、アメリカは6桁番号を超えて品目表に10桁番号を採用している。

U S T Rは、「1998年商務省、司法省、国務省、裁判所及び関連機関歳出予算法」(H.R.1998.1997年11月26日にP.L.105-119としての法で署名)に対する「ドゲット修正」(Doggett Amendment)のクリントン政権の解釈に従うために、たばこ産品に対する関税の軽減について交渉をしなかった。ドゲット修正第618条は、「この法で準備されるいかなる基金も、同一のタイプのすべてのたばこ若しくはたばこ産品に均等に適用されない制限を除き、たばこ若しくはたばこ産品の販売若しくは輸出を促進するために又はたばこ産品のマーケティングに対する制限の外国による軽減若しくは除去を求めるために利用することはできない」と定めている。同様の言葉は、これら機関に対する爾後の歳出予算法のなかにもみられる。例えば、H.R.5548の第616条を参照。これは、2000年12月21日にP.L.106-553としての法で署名され、H.R.4942に取り込まれた。

表6 ヨルダンからのアメリカの消費用輸入上位10商品、通関価額別（2000年）

#	統一関税品目表（H T S）による10桁分類及び商品明細*	100万ドル (全体の%)	うち Q I Z	うち Q I Z の% の %	アメリカ・ ベースの レート	F T A 多段階 カテゴリー
	ヨルダンからのアメリカの消費用輸入	72.84 (100%)	30.13	41.4%	—	—
1	4202128070トランク、スーツケース、化粧道具入れ	6.32 (8.7%)	5.59	88.5%	18.6%	F
2	6204633510婦人用化織パンツ、ショートパンツ、非ニット	4.84 (6.6%)	4.58	94.6%	29.3%	D
3	6203112000紳士用スーツ、ウール、非ニット	4.53 (6.2%)	0.30	6.6%	21.2セント ／キログラム +18.9%	C
4	6204624020婦人用綿パンツ、ショートパンツ、非ニット	4.44 (6.1%)	4.19	94.4%	17.0%	C
5	7113195000金・プラチナジュエリー	4.24 (5.8%)	0	—	5.5%	G
6	7113195000銀ジュエリー	4.10 (5.6%)	0	—	5.0%	G
7	6110202075婦人・女子用ブルオーバー	3.63 (5.9%)	1.90	52.3%	18.2%	F
8	6110303050紳士・男子用ブルオーバー	2.57 (3.5%)	2.45	95.3%	32.9%	F
9	9706000060アンティーク>100年	1.77 (2.4%)	0	—	0	E
10	4202128030アッショーケース、ブリーフケース、通学鞄、職業用ラゲージケース	1.50 (2.1%)	1.26	4.0%	18.6%	F

出所：United States Trade Representative, United States International Trade Commission.

* H S 条 3 条 3 項に基づいて、アメリカは 6 桁番号を超えて品目表に 10 桁番号を採用している。

注：アメリカの関税は、アメリカに関税免除で入ってくる高質工業地区（Q I Z s）の指定産品には適用しない。

C = 5 回の均等段階で撤廃される税。

D = 10回の均等段階で撤廃される税。

E = 現行のW T O の関税撤廃約束に従ってすでに撤廃されたか又は撤廃される税。

F = 10年目まで留保され、実効10年で撤廃される税。

G = 実効 1 年で撤廃される税。

の繊維・衣料産業の殆どは、アメリカに輸出する際にはかなりの関税を支払ってきている。FTAでこうした関税を漸減させていけば、ヨルダンの非QIZ繊維・衣料の対米輸出は増加するものと予想される。

(3) ヨルダン向け外国直接投資

JFTAが物及びサービスの二国間貿易量に大規模かつ即効的なインパクトを与えることはないとしても、FTAがアメリカその他各国からのヨルダン向け外国直接投資を増加させることは想像に難くない。FTAとの関係では、アメリカに巨大な市場アクセスを求める多国籍企業は、対米アクセスが実質的に無関税になるので、それを利用するために操業の一定部分をヨルダンに再配置するはずである。さらに、現在他の国から投入財ないし最終產品を輸入しているアメリカの会社は、関税から生じる生産コスト又は輸入コストを削減するためにヨルダンの供給者に自社の購入ルートを変更する場合も出てこよう。すでにいくつかのアメリカ、外国及び多国籍の企業が対ヨルダン外国直接投資を大量に誘致するためのQIZ制度から恩典を享受するために自社の事業をヨルダンに再配置してきている。JFTAは、これと同じパターンを国全体のスケールで推進することになるわけである。

最近は、アメリカの対ヨルダンのアメリカ直接投資は限られている。1999年、アメリカの対ヨルダン直接投資は、1995年の1500万ドルから3000万ドルに増加したが、これはおそらくアメリカの繊維・衣料製造業が先述イルビドにあるアルハッサン工業団地（al-Hassan Industrial Park）のQIZに投資をした結果である⁶⁶⁾。しかしながら、こうした増加にも拘らず、ヨルダンはアメリカの対中東直接投資のなかでは稀少な仕向け地にとどまっている。アメリカの対ヨルダン直接投資は、アメリカの当該地域向け直接投資総額のなかで0.3パーセント未満にすぎない。

二国間の投資フローを促進するために、アメリカとヨルダンは、1997年7月2日に、先述のBITに署名した。その後、2000年5月23日、クリントン大統

66) 注14を参照。

領は、アメリカ＝ヨルダンB I Tの合意と批准を求めて上院にメッセージを送付した⁶⁷⁾。同日、上院はこの条約を満場一致で外交委員会に回付した⁶⁸⁾。上院は、この条約を検討し、2000年10月18日、批准のために助言と同意を与えている。

2000年12月現在、この協定に関してはアメリカ側の批准と両国の批准書交換を俟って発効することとなっている⁶⁹⁾。

(4) ヨルダンの経済改革

1999年2月にアブドラ2世が王位を継承して以来、国王は経済改革を政府の最優先課題としてきた。その結果として、これまで数多くの構造調整改革を実行してきた。例えば、2000年にWTOに加盟をしたなかで、国産品と輸入品に対する一般消費税（G S T）を調整し、関税法を改正し、さらに知的財産保護に関する新法を制定している。また1999年7月と2000年4月に関税率を引き下げ、通商制度をさらに自由化している。通商分野の外では、実質的な民営化に備えていくつかの公共部門の会社の統合を始めている。公共部門の通信会社とセメント会社は、ほかの部門の会社に加えて、一部ないし全部の民営化も行われている⁷⁰⁾。ヨルダンのWTO加盟は、J F T Aと結びつけば、ヨルダンの一層の経済改革にとって勢いを増すことになるかもしれない。

(5) J F T Aの政治的意義

先述のように、J F T Aはアラブ独立国の中でアメリカが締結した最初の協定である。これは、EUがこの地域における自由貿易地域拡大の枠組みを構

67) 注18参照。

68) *Congressional Record*, May 23, 2000, p. S4330.

69) U. S. Dept. of State. Office of Investment Affairs, List of U. S. Bilateral Investment Treaties Through December 2000 (Washington, D. C., Jan. 22, 2001. 次のURLを参照。<<http://www.state.gov/e/eb/ris/fs/1139.htm>> (検索日: 2002年12月26日)

70) 経済改革の詳細については、次の資料を参照。“Jordan Letter of Intent and Memorandum on Economic and Financial Policies for 2000, July 4, 2000,” Washington, D. C.: International Monetary Fund, 2000.

築しているなかで、アメリカがヨルダンとの二国間関係を重視し強化しようとしている証しでもあろう。J F T Aはまた、アブドラ国王の指導力全般と経済改革における指導力に確信をもった結果であるとみるとできよう。さらに、J F T Aはヨルダンの貿易パターンをアメリカ向けに転換させること、したがってイラク向けから慎重に転換させることができるともいえるかもしれない。その結果、ヨルダンがアメリカから相当の輸出収入を創出できるのであれば、取引パートナーとしてのイラクへの依存度は事実上減少するはずである⁷¹⁾。J F T Aが対外直接投資と輸出の増加を通じて「平和の配当」をもたらすのであれば、ヨルダン内での平和プロセス支援は増加する。さらにJ F T Aは、平和プロセスが中東地域の人々に経済便益をもたらすということをこの地域の他の国々に示す有形の証左になるかもしれない。

71) アメリカ議会筋の情報によれば、J F T Aの目的はヨルダンの対イラク経済依存を軽減させることであると、アラブ地域の有力新聞は報じている。依存度軽減ということを明確に説明すれば、アメリカの対イラク制裁がヨルダンのような対米友好国に対して惹起する経済的混乱を軽減させることによって対イラク制裁体制の維持を容易にするということである。Muwaqqi Harb, "A Free Trade Agreement between the United States and Jordan Will Be Signed before the End of the Month," *al-Hayat*, Oct. 8, 2000.

[付1] JFTAに関してUSTR（アメリカ通商代表部）が回収した民間からのコメント

会社／団体	JFTAに対する立場	コメント
Rubber and Plastic Footwear Manufacturers Association	H T S の C h . 64 の 産 品 (履物及び深靴) を JFTA から除外すること	ゴム又はプラスチック底づきの履物、安全靴、スリッパの生産者を代表する取引団体
American Textile Manufacturers Institute	織維に関する原産地規則、通関手続、セーフガードについては、N A F T A (北米自由貿易地域) モデルを採用すること	56万2000人の労働者を擁する全国規模の取引団体
Pharmaceutical Research and Manufacturers of America	JFTA は、両国の医薬品工業の相互の利益を強化するための機会をもたらすこと。ヨルダンのW T O 及び T R I P S に対する約束の実行に関心あり	研究にベースを置く医薬品及びバイオテクノロジーの会社を代表する
Blue Diamond Growers	JFTA はアーモンドに対する関税を撤廃すべき	非営利の農民所有のアーモンド・マーケティング協同組合
Philip Morris Companies Inc.	JFTA は、酪農品、食用調理品、タバコに対する関税を撤廃すべき	たばこ (フィリップモリス)、食品 (クラフト)、ビール (ミラー) など子会社
BCTC Corporation	特に衣料の自由貿易について「誠心誠意」支持	アメリカの衣料輸入業者。イルビド Q I Z に製造施設を設置し、製品をウォールマート、Kマート、シアーズで販売

Women's EDGE	F T Aは、万民が水又は食料にアクセスできることを損なうべきでなく、また国際労働基準を含めるべき。社会・ジェンダーに関する研究を行うべき	女性に活力を与える生活水準を改善することを目的とする国際開発とアメリカ女性に関する諸組織の連合
Motion Picture Association	F T Aは、ビデオの分野での知的財産権侵害について規定すべき	Buena Vista International (ウォルトディズニー)、ソニー(Columbia/Tri-Star)、MGM/United Artists、パラマウント映画、二十世紀フォックス、Universal International Film、ワーナープラザーズを代表する取引団体
American Federation of Labor and Congress of Industrial Organization (A F L—C I O)	F T Aは、核心的な労働と環境の基準を保護する強行規定を織り込むべき	全国1300万人以上の人々を代表するアメリカの労働組合の連合体
American Apparel Manufacturers Association (A A M A)	F T Aを「強く」支持。F T Aは、Q I Zと米＝イスラエル自由貿易地域協定の原産地規則の利点を保持すべき	織物を生産するアメリカの会社の中心的な団体。メンバー会社のいくつかはQ I Zに生産をシフトしている
Energy Services Coalition	F T Aは、エネルギー・サービス部門における取引を十分に自由化する機会を提供する。F T Aには、マーケット・アクセスの約束と競争を規律する枠組みを含めるべき	エネルギー・サービスの自由化の促進を目標とする51社と取引団体の連合

Chocolate Manufacturers Association (C M S) & National Confectioners Association (N C A)	F T Aは、菓子製品に相互に関税免除アクセスを達成すべき	アメリカでチョコレートと菓子の90%以上を製造する300社を代表する
U.S.Dairy Exports Council	F T Aは、酪農産品に対する関税を20%からゼロに引き下げるべき	全国の牛乳生産その他酪農産品の80%以上を代表する独立の会員組織
West Point Stevens, Inc.	F T Aは、米＝イスラエル自由貿易地域協定を基準とした原産地規則を採用すべき	シーツ・タオルの分野でアメリカ最大の製造業者
United States Association of Importers of Textiles & Apparel (U S A—I T A)	F T Aは、繊維と衣料に対する関税をQ I Zに適合するよう相互に即時撤廃し、通関手続も最低限にするようにもっていくべき	輸入業者、輸出業者、生産者、卸売業者、小売業者200社を代表する
Kellwood Company	F T Aと衣料に対する関税の早急な漸減を「強く支持」	女性用衣料の生産販売業者
National Retail Federation (N R F)	F T Aと消費財に対する早急な関税免除待遇を「強く支持」。F T Aは繊維と衣料に関して米＝イスラエルF T Aの原産地規則を取り込むべき	アメリカの140万以上の小売業者を代表する世界最大の小売業者団体

出所：USTR.

[付2] JFTAの環境に与える影響に関してUSRが回収した一般のコメント

会社／団体	JFTAに対する立場	コメント
World Resources Institute	環境の影響に関する研究を支持。FTAによる環境の影響は最小限になるものと予測	地球規模の環境問題について情報、アイデア、解決策を提供している
United States Council for International Business	FTAは、米＝イスラエル自由貿易地域協定をモデルにすべき。 FTAに環境と労働の規定を導入することは「遺憾」。 環境と労働は、FTAの枠組みの外でとりあげるべき	世界貿易、金融、投資の開放体制を促進する目的で幅広い政策課題について意見を開陳する組織
American Lands Alliance	FTAは、経済開発と環境保護の両立を示す絶好的の機会を提供する。NAFTAに対する環境サイドの協定はJFTAにとって最小限の基準となる	Center for International Environmental Law, Defenders of Wildlife, Earthjustice Legal Defense Fund, Friends of the Earth, National Wildlife Federation, Pacific Environment and Resources Center, Sierra Club, & World Wildlife Fund で構成

出所：付1に同じ。